



鳥取県公報

平成18年7月7日(金)
第7802号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (454) (西部総合事務所福祉保健局) 1
	土地改良区の役員の就退任 (455) (西部総合事務所農林局) 2
	家畜伝染病の発生 (456) (畜産課) 3
	土地改良法による換地計画の決定 (457) (耕地課) 3
	保安林の指定の解除 (458) (森林保全課) 3
	保安林の指定の解除予定 (459) (") 4
	公共測量の実施 (460) (管理課) 4
公 告	共済事業に係る平成17年度の経営状況 (住宅政策課) 4
	土地収用法施行令に基づく公示による通知 (管理課) 5
調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 6
	落札者の決定 (教育センター) 8
雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務室) 9

告 示

鳥取県告示第454号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成18年7月7日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	デイサービスセンターよなご大平園	米子市二本木1690	障害者デイサービス	平成18年7月1日
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	あすか	米子市富益町4633-2	共同生活援助	"

鳥取県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年7月7日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 友 義 米子市淀江町富繁216
" 松 原 薫 米子市淀江町平岡44
" 長谷川 孝 雄 米子市泉159
" 長谷川 晴 久 米子市淀江町稲吉148 - 1
" 大 森 計 登 米子市淀江町小波828 - 11
" 高 西 史 郎 米子市淀江町小波96 - 1
" 田 中 忠 米子市淀江町福頼292
" 後 藤 正 明 米子市尾高1713
" 手 島 欣 一 米子市淀江町西原1051 - 1
" 綾 木 昇 米子市淀江町稲吉58
" 野 津 文 夫 米子市淀江町稲吉112
" 小 浜 正 光 米子市淀江町小波856
" 中 坂 宗 司 米子市淀江町福井226
" 遠 藤 光 明 西伯郡伯耆町小町155
" 石 倉 俊 男 米子市淀江町淀江836 - 2
監 事 赤 木 勇 夫 米子市淀江町平岡28
" 長谷川 周 一 米子市淀江町稲吉317
平成18年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 高 西 史 郎 米子市淀江町小波96 - 1
" 大 森 計 登 米子市淀江町小波828 - 11
" 小 原 乾 嗣 米子市淀江町富繁206
" 中 田 淳 二 米子市淀江町中間391 - 2
" 田 中 悦 夫 米子市淀江町平岡18
" 武 部 肇 米子市泉195 - 1
" 後 藤 正 明 米子市尾高1713
" 生 田 英 夫 米子市淀江町淀江761
" 池 口 稔 米子市淀江町西原729
" 田 中 延 明 米子市淀江町福頼295
" 西 田 功 米子市淀江町小波607 - 6
" 塚 田 訓 生 米子市淀江町稲吉82
" 渡 邊 照 夫 米子市淀江町小波982 - 1
" 齋 藤 優 米子市淀江町西原717
" 渡 邊 柁 城 米子市淀江町福岡1040

監 事 吉 田 秀 明 米子市淀江町西原713
" 山 根 哲 朗 米子市淀江町稲吉88
" 赤 木 勇 夫 米子市淀江町平岡28
" 本 田 勝 米子市淀江町本宮273
平成18年6月20日就任 任期 4年

鳥取県告示第456号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨ－ネ病	牛	患畜	1	東伯郡琴浦町	平成18年6月26日
"	"	"	"	西伯郡大山町	"

鳥取県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る船郡地区（見槻1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成18年7月7日から同月27日まで
- 縦覧に供する場所
八頭町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂六丁目751の1

- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第459号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町豊栄字若杉1397の6・1397の14・1397の19（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成18年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（1級基準点測量・3級基準点測量・4級基準点測量・4級水準測量）
- 2 作業期間 平成18年6月20日から同年9月29日まで
- 3 作業地域 米子市及び西伯郡大山町

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成17年度の経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成17年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	764
加入戸数	831,881戸
共済委託契約金額	6,813,714,315,000円
火災共済掛金	1,129,150,667円
被災戸数	315戸
火災共済給付金	229,748,588円
特定給付金	15,092,093円
復興建築助成戸数	164戸
復興建築助成金	47,446,262円
住宅防火施設整備補助会員数	61
住宅防火施設整備補助金	29,026,500円
住宅災害見舞戸数	2,324戸
住宅災害見舞金	34,501,000円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,129,150,667円
建物管理の部収入	44,053,468円
その他の収入	393,085,077円
当期収入合計(A)	1,566,289,212円
前期繰越収支差額	68,186,931円
収入合計(B)	1,634,476,143円

(2) 支出

事業費	431,324,290円
管理費	232,538,975円
建物管理費	20,625,765円
特定預金等支出	896,188,789円
当期支出合計(C)	1,580,677,819円
当期収支差額(A) - (C)	14,388,607円
次期繰越収支差額(B) - (C)	53,798,324円

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成18年7月7日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
米子市上後藤六丁目1 - 10 川井ハイツB - 4号	荒嶋 勝

滋賀県草津市平井四丁目5 - 18 三上荘	中田 孝恵
岡山県美作市湯郷176 - 1	瀬戸根 勝義
大阪府東大阪市大蓮南五丁目10 - 11	中島 民夫
奈良県天理市兵庫町447 - 1 岡部文化住宅	氏 秀子

2 公示事項

篠田南谷川通常砂防工事に係る裁決申請事件に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第2項の裁決書は、1に掲げる者の住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県県土整備部管理課（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年7月7日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

電子エックス線写真処理装置（CRシステム）の賃貸借及び保守業務 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成19年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入期限

平成19年3月30日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る賃借料及び保守料の月額を、(3)の借入期間内において合計した額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入

札参加資格」という。)のうち、リース若しくはレンタルに係るもの又は医療機器に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有していないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年7月28日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による特定保守管理医療機器の賃貸業の許可を受けた者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成18年7月7日(金)から同年8月21日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続

- (1) 入札書の提出場所及び問合せ先
〒682-0804 倉吉市東昭和町150
鳥取県立厚生病院事務局経営課経営企画担当
電話 0858-22-8181(内線319)
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432又は7433
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成18年7月7日(金)から同月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成18年8月22日(火)午前11時(ただし、郵便による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。)
鳥取県立厚生病院中会議室(鳥取県立厚生病院3階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年8月8日(火)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。
なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance Computed Radiography System
1 set

(2) Time - limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 8 , August, 2006

(3) Time - limit for the submission of tenders : 11:00 AM 22, August, 2006

Time - limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 22, August, 2006

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital
150 HigashiShowa - machi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan

TEL 0858 - 22 - 8181 ex. 319

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | | |
|---|-----------------|---------------|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 情報教育研修システム 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 | 落 札 日 | 平成18年5月1日 |

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 4 落札者の名称及び所在地 | 東京リース株式会社岡山支店
岡山県岡山市磨屋町10 - 16 |
| 5 落札金額 | 90,583,920円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入札公告日 | 平成18年3月17日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県教育委員会教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |

雑 報

行政書士法 (昭和26年法律第4号) 第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成18年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成18年7月7日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池 ノ 内 祐 司

1 試験の日時

平成18年11月12日 (日) 午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験 ((1)は択一式及び記述式、(2)は択一式) により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)

憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題するものとし、法令は、平成18年4月1日現在施行されているものとする。なお、商法については、同日現在施行されているものに関して出題するが、会社法 (平成17年法律第86号) により実質的な改正が行われた部分については、原則として出題しない。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

〒100 - 0012 東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館 1階

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布するあて先が印刷された封筒により配達記録郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

平成18年8月7日 (月) から同年9月8日 (金) まで

なお、平成18年9月8日 (金) までの消印があるものに限り受け付ける。

エ 受験手数料

7,000円（納付方法については、8により配布する試験案内を参照すること。）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

平成18年8月7日（月）から同年9月8日（金）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込み画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していない者は、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込み画面の大変な混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料

7,000円（納付方法は、申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master又はUCに限る。）による決済とする。払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）

5 問合せ先

〒100 - 0012 東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館 1 階

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03 - 5251 - 5600

6 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置をとることがあるので、受験申込みに先立って5の問合せ先に必ず相談すること。

なお、平成18年度から、重度の視覚障害のある者にも対応できるよう点字試験を導入する。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成19年1月29日（月）午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、財団法人行政書士試験研究センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。

8 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成18年8月31日（木）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成18年8月7日（月）から同月31日（木）まで

イ 請求先 〒100 - 8779 東京中央郵便局留

財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成18年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間に配布する。

配布場所		配布時間
鳥取県総務部県民室	鳥取市東町一丁目220	午前8時30分から 午後5時30分まで
	鳥取県庁本庁舎内	
鳥取県東部総合事務所県民局	鳥取市立川町六丁目176	"
鳥取県八頭総合事務所県民局	八頭郡八頭町郡家100	"

鳥取県中部総合事務所県民局	倉吉市東巖城町 2	”
鳥取県西部総合事務所県民局	米子市糺町一丁目160	”
鳥取県日野総合事務所県民局	日野郡日野町根雨140 - 1	”
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル 2 階	午前 9 時から 午後 5 時まで

